

第4回 統計制度部会 議事録

1 日 時 平成31年2月13日(水) 10:00~10:45

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

北村 行伸 (部会長)

【臨時委員】

縣 公一郎、石井 夏生利、藤原 静雄

【審議協力者】

総務省、統計研究研修所、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、東京都

【説 明 者】

総務省政策統括官室：大浦高度利用専門官

総務省統計局：高部調査企画課課長補佐

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：小森室長補佐

4 議 事

匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について

5 議事録

○北村部会長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第4回統計制度部会を開催いたします。お集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

なお、清原委員は御欠席です。

それでは、本日用意されている資料について、事務局から簡単に御確認をお願いします。

○小森総務省統計委員会担当室長補佐 では、お手元の資料について、確認させていただきます。

まず、「匿名データの作成・提供の早期化等に向けた取組」が資料1、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議についての改正案」が資料2です。そのほか、参考資料として、参考1から参考4まで配布しておりますので、不足等ないか御確認ください。

資料の確認は以上です。

○北村部会長 よろしいですか。

それでは、議事に入ります。本日は、「匿名データの作成・提供の早期化等に向けた取組

について」ということで、御議論いただきます。これまでもお話ししてきましたが、最初に、これまでの経緯について改めて説明いたします。

資料の参考1を御覧ください。昨年11月に開催されました統計委員会において、統計法施行規則の改正に関する審議状況について部会報告を行った際に、西村委員長から統計制度部会長である私に対し、匿名データの提供について指示がありました。

具体的には、統計制度部会において、匿名データの利用者への早期提供に向けた統計委員会審議の計画的かつ効率的な実施について検討し、2月をめどに統計委員会に御報告願いたいということでした。

また、この討論に当たっては、昨年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」も踏まえ、総務省統計研究研修所の協力も得て実施するように、併せて指示があったところです。この委員長指示を受けまして、昨年12月に開催されました第3回統計制度部会において、私の方で匿名データに関する専門家の方々に意見を聞いた上で、原案を作成し、統計制度部会にお諮りすることについて提案し、了承を得たところです。

その上で、本年1月31日に藤原臨時委員にも御出席いただき、匿名データに関して高い見識を有する東京大学大学院川口教授、統計数理研究所の南准教授、青山学院大学の美添招聘教授に御意見を伺ったところであり、その概要については参考2として資料を配布しています。

こうした一連の経緯を踏まえ、私の方で事務局と相談し、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議についての改正案」を資料2として配布しており、こちらの改正案について御審議いただきたいと思っております。最初に、当該改正案の審議の前提となる匿名データの作成・提供の早期化等に向けた取組について、総務省政策統括官室及び統計局から御説明をお願いいたします。その上で、統計法第35条第2項の規定に基づく審議について、改正案を事務局から御説明いただき、御意見をいただきたいと思っております。

それでは、総務省政策統括官室から順に御説明をお願いいたします。

○大浦総務省政策統括官室高度利用専門官 それでは、政策統括官室から資料1に基づきまして、匿名データの作成・提供の早期化等に向けた取組ということで、少しこれまでの取組状況なども含めまして説明をさせていただければと思っております。

資料1の1ページ目を御覧いただければと思っております。こちらは匿名データの作成・提供状況ということで、少しおさらいの意味も含めまして現在の状況について整理したものです。

平成31年1月末現在、総務省統計局所管の6調査、それから厚生労働省所管の1調査、計7調査、50年次分の匿名データについて、作成・提供を行っているところです。匿名データの作成・提供につきましては、平成19年の統計法改正によって、新しくオーダーメイド集計とともに制度化されたものですが、平成21年度から統計法改正が全面施行され、これまで9年間、今年度を入れれば10年目という形になりますけれども、9年間の提供実績があり、累計で、これまで延べ320件ぐらいの提供件数ということです。右のグラフにありますとおり多少右肩上がりではありますけれども、年間30件ないし40件という件数になっています。

こちらの件数をどのように評価するかというのは、いろいろ御指摘があろうかと思えますけれども、我々としても、当初想定していたよりはあまり多くはないのかなというのが正直なところです。一方で、御参考までですけれども、統計法第33条に基づく調査票情報の提供の枠組みがありまして、そのうち、いわゆる行政機関等を除きました研究者等が利用することができる統計法第33条第2号に基づく提供実績につきましては、平成21年度の54件から29年度には370件弱ということで、こちらの方はかなり伸びており、提供が広がっていますが、それに比較してみましても、匿名データの方は提供できている統計調査が限られているなど、様々な要因がありますけれども、結果的には少なくなっているのが実態です。

これら約10年間の運用実績を踏まえまして、現状どういったところが匿名データについては課題になっているのかといった場合に、やはり匿名データの提供の早期化というのがまずは喫緊の課題として大きなところがあるのかなと認識しているところです。左の表で国勢調査などを見てもお分かりいただけますとおり、国勢調査は、既に平成22年、28年に調査は実施されていまして、結果も公表されているわけですけれども、こちらがまだ提供できていないということもありまして、やはり匿名データの提供早期化というところが、直近のデータを利用していただくという意味では非常に大きな課題になっているものと認識しています。

それから、これまでの統計委員会の御審議でも御指摘いただいておりますとおり、地域情報などの提供項目の詳細化という課題があります。ただし、こちらにつきましては、やはりこれまで匿名性を確保するという部分で、従来の匿名データ部会の方でかなり丁寧に御審議いただいておりますが、安全性とのトレードオフとの関係もありまして、現状は必ずしもユーザー側のニーズに十分応えられるものには必ずしも至っていないということもあります。

それから、匿名データの作成府省の負担の軽減という部分で、やはり限られたマンパワーを投入していくということにおきましても、匿名データ作成府省の負担をなるべく軽減していくような方策が必要ということで、現状そのような課題認識を持っているところです。

続きまして、2ページ目を御覧いただければと思います。昨今、統計改革ということで、匿名データに限らず、統計行政全般につきまして様々な見直し等が行われているところですが、統計改革の中で匿名データについてはどういった位置付けなり、御提言いただいているかというところを整理したものです。また、現状の運用としてどこまで対応してきているかを整理させていただいたものです。

まず初めに、統計改革推進会議、こちらは官房長官を議長とする閣僚級の会議ですけれども、こちらの会議の最終取りまとめというものが、平成29年5月に御提言いただき、匿名データにつきましては、提供の早期化、手続の簡素化というところが、大きな論点になっているということです。

こちらの統計改革推進会議最終取りまとめを踏まえまして、昨年3月に閣議決定いたしました「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、匿名データについてはもう少し深

掘り、具体化を図っていきまして、総務省統計研究研修所の支援を受けまして、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向けて、必要な法制面、技術面からの検討を行い、早期提供を目指すということで閣議決定されているところです。

こうした政府方針を踏まえまして、まずは法制面につきましては、既に御案内のとおり、昨年6月に統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律が公布されています。こちらの全面施行につきましては、今年の5月1日の施行を予定していますが、施行に向けた統計法施行規則の改正ということで、先般、統計制度部会で御議論いただきましたとおり、匿名データの提供範囲の拡大ということで、従来の学術研究、高等教育、国際比較といったところから、教育につきましては高等教育だけでなく高等学校レベル以上の教育にも提供範囲を広げてもよいのではないかとという部分と、それからもう少し民間利用、官民データ活用をとということで、政府として閣議決定しています「官民データ活用推進基本計画」に掲げられている重点8分野に関する匿名データの利用であれば、あくまで統計の作成等が前提ではありますが、利用拡大してよいのではないかとということで御答申いただきました。現在こちらの統計法施行規則につきましては、公布に向けまして最終的な法令上の整理をしているところです。

一方、技術面のところですが、こちらにつきましては、まさに基本計画でもうたわれていますとおり、総務省統計研究研修所の協力や支援を受けるような仕組みを新たに設けることといたしまして、統計研究研修所において匿名データ有識者会議を開催いたしまして、匿名データの作成に関する改善方策について、昨年4月以降検討を続けてきたところです。こちらの有識者会議につきましては、北村部会長にもオブザーバーとして御参画いただきまして、こちらに記載させていただいているような方々をメンバーといたしまして、検討を進めてきたということです。こちらの1つの成果として、次の3ページ目ですけれども、匿名データの作成に関する改善方策ということで整理をさせていただいています。

3ページ目と4ページ目の匿名データの提供早期化というところを併せながら御覧いただければと思います。4ページ目の方は、現行と改善案を比較するような形で、どういったところが変わっていくのか事務の流れ的などところを見える形に整理したものです。

匿名データの早期提供化をまずは進めるという大命題におきまして、ポイントとしては3つありまして、まず1つ目といたしまして、基幹統計調査の実施又は変更する際に、統計委員会への諮問という手続が出てくるわけですが、この際に匿名データを作成する基幹統計調査につきましては、諮問事項ではありませんけれども、匿名データの作成に係る提供の予定時期等を統計委員会に御報告いただき確認をすることによって、匿名データの提供時期を明確化するという取組をしてはどうかということです。

それから2つ目といたしまして、これまで統計委員会で御審議いただいて、実際に匿名データを作成し提供を行ってきた結果をベースといたしまして、匿名データの作成に係る匿名化処理基準というものを策定いたします。こちらをベースにすることによりまして、各府省における検討期間を短縮し、提供早期化につなげようと考えているところです。こちらの匿名化処理基準につきましては、後ほど事務局から説明いただく改正案の別紙とし

て添付していますが、そちらは技術的などころもありますので、統計局から御説明をさせていただきます。

それから3点目といたしまして、このような匿名データの作成に係る諮問の前に、統計研究研修所において作成方法の妥当性を迅速に検証していただくということで、統計研究研修所である程度このような技術的知見を集約し、匿名データ有識者会議での有識者の方々の御知見もいただきながら、統計研究研修所において各府省を支援するような仕組みを新たに設けたいと思っています。

こうした統計研究研修所の支援を得て、匿名データの計画的かつ効率的な作成に取り組むことによって、匿名データの提供早期化を果たしていきたいと考えています。匿名データの手続に関しましては、現状も政策統括官室でガイドラインを策定していますが、こちらのガイドラインも今般の法改正に伴い改正を予定していますので、こちらに盛り込むような形で各府省にお示ししたいと思っています。

匿名データの提供早期化については、従来ベースの匿名化処理基準を用いることによって提供早期化を図る一方で、過去の統計委員会答申におきまして、今後の課題として、提供項目、提供情報の詳細化として、地域情報の詳細化等の課題をこれまでもいただいているところです。こちらにつきましては、各調査に共通的な課題ということで、統計研究研修所において、一元的に検討していただき、匿名データ有識者会議等において御知見もいただきながら、どういう形とすべきかというのを個別の匿名データの作成とは切り離して検討させていただければと思っています。

こうした取組を進めることによって、4ページ目に記載させていただいているような形で、統計研究研修所が匿名データの作成について重要な役割を果たし、匿名データ作成府省をサポートする体制を整えまして、従来よりも匿名データの早期提供化を図っていきたいと考えているところです。

資料1の説明につきましては、以上です。

○北村部会長 それでは、統計委員会担当室から。

○小森総務省統計委員会担当室長補佐 資料2を説明させていただきます。

統計法第35条第2項の規定に基づく審議についての改正案です。まず、「1匿名データの計画的な作成」を御覧ください。匿名データの利用者への事前の情報提供を進め、匿名データの計画的な作成を促すため、基幹統計調査の実施や変更に係る諮問審議の際に提供予定時期を、先ほどの説明と同じこととなりますが、確認することとします。

次に、「2 統計委員会における審議の重点化及び効率化」の①を御覧ください。作成年次の単純な追加などは、現行も同様なのですが、①で、これから説明させていただく匿名化処理基準に沿って匿名データを作成する場合は、統計委員会への諮問は不要とすることを明記します。

次に、②を御覧ください。調査事項の追加又は変更に伴う新たな匿名化措置など、匿名化処理基準と異なる新たな匿名化手法により匿名データを作成する場合は、統計委員会に諮問することとなります。しかしながら、この場合でも、統計委員会委員長及び統計制度部会長が匿名化処理基準に準じて対応することを適当と認める場合、審議の簡素化をする

こととします。具体的には、部会に付託せず、部会審議を省力化することを念頭に置いて
います。

次に、「3 過去の統計委員会答申における今後の課題への対応」を御覧ください。過去の
の匿名データの作成に係る統計委員会の答申においては、今後の課題として答申されてい
るものがあります。これらの課題のうち各統計調査に共通する課題は、統計研究研修所
において引き続き検討いただき、そして報告していただく形で、別途検討していくこととし
ます。匿名データの作成に係る審議については、統計法第35条第2項の規定に基づく審議
手続について、既に統計委員会決定されたものがありますので、今回、こちらを全部改正
する形で統計委員会において決定いただければと考えています。こちらの別添として、匿
名化処理基準を付けることとします。匿名化処理基準については、統計研究研修所を所管
する統計局から別途説明していただくこととします。

以上です。

○北村部会長 では、統計局からお願いします。

○高部総務省統計局調査企画課課長補佐 それでは、統計局から匿名データの作成に係る
匿名化処理基準について説明をさせていただきます。

先ほどの資料1の説明の中でもありましたとおり、我が国において匿名データの制度が
始まってから9年、今年度を含めると10年目ですか、この間、着実に匿名データの作成・
提供が行われ、実績も積み重ねられてきています。この間、調査ごとに匿名データを作成
する中で、匿名化処理の方法の目安といいますか、基準というものがある程度確立されて
きていまして、このような形で作成方法のノウハウ等もたまっています。この間大きな問
題もなく、作成・提供の運用が進められてきているということもありまして、各調査ごと
にその作成方法についてまとめたものとして、この匿名データの作成に係る匿名化処理基
準とさせていただきます。

この内容について、少し量が多いので、概要をかいつまんで説明をさせていただきます
と、1ページ目にありますのが、大体、世帯調査で共通的に行われているような匿名化の
処理基準です。この処理基準、表頭には調査名を記載していきまして、表側に匿名化処理の
方法を記載していきまして、どの匿名データに関しても、例えばどの程度のものを、全部レ
コードを渡すわけではなくて、どの程度リサンプリングすれば安全かというところ、例え
ば80%程度とか、そのようなところが調査ごとに定められています。また、外れ値となる
ようなレコード、例えば中ほどにありますのが、世帯人員が多くあるような世帯については
外れ値になりやすいので、そのようなところがどのあたりかというところが基準とさせて
いただいています。

この1ページ目が大体共通的な作成方法ですが、2ページ目は、調査ごと、調査事項ご
とに処理方法も変わってきていまして、例えば住宅・土地統計調査のものが記載されてい
ます。こちらは建物の建築面積であったり住宅の延べ面積であったりと、この調査特有の
項目についてどの程度の作成方法をとればいいのかというところが示されています。

それから3ページ目に移りますと、こちらは就業構造基本調査の項目などが記載されて
います。こちらの調査、詳細な産業区分ですとか、就業開始時期等々といった項目がとれ

ますので、この部分の処理基準についてまとめています。

続いて4ページでは、国民生活基礎調査の内容が多くなります。所得等の細かい情報が得られるということもありまして、この部分の処理基準についてまとめているところです。

このような形でまとめたものとして、匿名データの作成に係る匿名化処理基準ということでお示しさせていただいています。

私からの説明は以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。それでは、これまでの説明を踏まえまして、御質問や御意見などありましたら、御発言をいただければと思うのですが、まず、本日御欠席の清原委員の御意見について、事務局から紹介していただければと思います。

○小森総務省統計委員会担当室長補佐 本日御欠席の清原委員からは、匿名データの早期提供化の取組は重要であり、案のとおり、是非進めていただきたいとの御意見を承っておりますので、御紹介させていただきます。

○北村部会長 ほかに御意見があれば、是非お願いしたいと思います。

匿名データの早期化の御説明のあった資料1の別紙のところ、最初に統計委員会の諮問のときに、匿名データについてもお話しするという、確認を行うものとするという御説明が資料2の1のところであったのですが、1つは、今進んでいる匿名化が直近のものまでできていれば、今後の課題として明らかになるのですが、それからもう1つ、過去に遡って遡及してやるという作業もあるので、そういう移行期といいますか、そういうものがそろった上で、今後やるものについて新たに匿名データ化するという話と、前にまだ積み残しの匿名化の作業が残っている場合の分け方というか、考え方も少し議論した方がよいのかなというのが1つあります。

それから資料2の②のところですが、統計委員会委員長及び統計制度部会長が匿名化処理基準に準じて対応することが適当となる場合、審議の簡素化を図る、ここはきちんと統計委員会委員長なり統計制度部会長に見てもらおうということが必要なのですが、これが形骸化してしまうと、本当は審議されるべきことがされないということになる。こちら辺はどういうふうにかえればよいのかというのを事務局からお願いします。

○小森総務省統計委員会担当室長補佐 部会長からいただきました課題につきましては、今後やはり実績を積み上げて処理していくものと考えます。当初はできるだけ部会長や委員長に相談しながら、ある程度類型化できればよいのかなと考えています。これからのことですので、実績を積みながら処理していきたいと思います。

以上です。

○北村部会長 ほかに御意見。どうぞ、縣委員。

○縣臨時委員 御苦労さまです。この御提案の方向は全く賛成です。それで、今、部会長と事務局が交わされたお話では、今日出てきました匿名化処理基準のカテゴリーが、ちょうど最初の説明資料の1の現況の作成状況と平そくが合っているわけですが、その意味するところは、今後はほかの調査にも匿名化がもし及ぶとすれば、これは類推して、敷衍して、その基準を拡大していくという意味と理解してよろしいですか。

○小森総務省統計委員会担当室長補佐 今、作られている匿名化処理基準は、今までの実

績で作っていますので、今後、県委員のおっしゃられるように、類推化できるところは是非していきたいと思えますし、今まで作ってきたもの、対象としてきた統計調査についても、この実績で積み上げたものから少し外れるようなところ、準拠しているようなものと考えられるものについては、この処理基準に沿ってやっていくと。今、匿名化処理基準自体が実績を積み上げて作っているものですので、新しい統計調査については、類推できるものはできるのかもしれませんが、なかなか難しいところは、やはりきちんと部会で審議いただくということになると思えます。

以上です。

○北村部会長 ほかに。どうぞ、石井委員。

○石井臨時委員 筑波大学の石井です。御提案の方向については、私も賛成いたします。

1点教えていただきたいことがあります。資料1の中で、匿名データの提供実績が予想よりも少ない結果となったとあります。その中でも学術研究目的、高等教育目的によって全てが占められているということなのですけれども、今後、官民データ活用目的で匿名データの提供範囲を拡大していくときに、可能性のあるユーザーからの具体的な声や、そのような今後の見通しといいますか、重点8分野についての見通しについてお伺いできればと思います。

○北村部会長 どうぞ。

○大浦総務省政策統括官室高度利用専門官 官民データ活用推進基本計画の重点分野が、8分野ありまして、電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、インフラ・防災・減災等、移動、ものづくりということで、かなり広範な範囲になっています。これらの分野でのデータの利活用を進めるという意味で、匿名データとオーダーメイド集計であれば、調査票情報といった個票データではありませんので、このような分野にも裾野を広げるといって、今回規則の改正の御審議をいただいて、お認めいただいたところです。実際どういったところで想定されるかという御質問ですが、まさに広範な分野があって、我々も必ずしも全体を見通せているわけではないのですけれども、例えば、内閣官房IT総合戦略室ではオープンデータの取組を推進しており、そちらの方では、観光分野であれば、最近の訪日外国人の方がどういったものを消費されているかということで、国土交通省においてそのような調査も実施していますので、そのような消費動向をより詳細に把握・分析できるよう形でデータを提供してもらいたいというニーズも民間側から出ています。そのようなところが、もし匿名データ化されて提供できるよう形になれば、利活用されるのではないかと思っています。しかしながら、匿名データ自体は、1ページ目でも紹介させていただいているとおり、総務省統計局と厚生労働省の調査のみとなっていますので、このような中で、民間ニーズがどこまで、どのようなものが出てくるのかという部分については、必ずしも把握できていませんが、潜在的な需要はあるものと思っています。そのようなニーズを今後順次吸い上げながら、また各省でも匿名データが作成しやすいような環境づくりを我々総務省としても、できればやっていきたいと思っています。

○北村部会長 ほかに御意見ありますでしょうか。どうですかね。

匿名データを作成している統計局又は厚生労働省のほかに、審議協力者として御参画いただいている各府省において、御意見があればお伺いしたいと思うのですが。今、お話ありましたけれども、官民利用で民間の方からこういう匿名データがあれば使いたいのだけ、と提供されていないというようなケース。今、国土交通省の話が出ましたけれど、そういうのが出てくる可能性があるので、そういうことが出てきた場合に、この統計制度部会でどういう議論をすればよいのか。あるいは、意見を吸い取って匿名化をお願いするというような仕組みはあるのですかね。自発的に各府省がこれを匿名化したいと統計研究研修所に相談に来るといことは考えられるかもしれませんが、逆に官民で需要があった場合にどう対応するのかとか、そういう議論もしておいた方がよいのかなと思うのですが、何かあるのですか。

○岩佐総務省統計局総務課長 統計局です。統計局としては、まず調査部として、こちらの匿名データの方をいろいろ作成させていただいていますけれども、やはりこれまでかなり作るまでに時間がかかっていまして、そういう意味では、今回のような見直しということになれば、かなり早期に提供できると思っていますので、来年度、まず国勢調査、平成27年に実施したものについて作成していきますけれども、そのとき併せて1つ前のものも作成するというような形で、できるだけ最新のものを早く御提供できるように、この形で進めていければと思っています。

それからもう1点、統計研究研修所を所管する立場といたしましては、有識者会議の方で、できるだけノウハウの蓄積もさせていただきまして、場合によりましては、先ほど部会長からありましたように各府省のサポートをさせていただき、いろいろなところで御要望があれば、そのような御要望の確認なども政策統括官室などと一緒に我々の方でもやらせていただいて、そういうものを踏まえて、有識者会議で御検討いただくとか、そのようなことについても検討していきたいと思っています。

以上です。

○北村部会長 藤原委員、何かございますか。

○藤原臨時委員 藤原です。私は前回、参考2にある匿名データに関する意見交換会に出席をさせていただきました。そのときにも思ったのですが、利用者サイド、もちろん利用者サイドといっても多様な意見があったわけですが、あの種の意見を酌み上げるといって、コミュニケーションする機会がもし恒常的にないのであれば、別に正式な会議でなくてもよいので、意見交換の場があればよいと思いました。非常に、現場の生の御要望、あるいは問題意識が聞けて、大変参考になりました。過去の蓄積なども、非常に、やはり研究者ですからよく御存じでしたので、利用された方がよいのかなと思いました。それが第1点。

第2点は、これから統計研究研修所の役割がますます重くなるわけですが、聞いていた立場としては、重くなるのであればその機能を発揮するだけのサポートというものが重要なのではないかと、組織としてですね。そういう気がいたしました。

あとは、今日出たIT総合戦略室のオープンデータの関係では、行政機関個人情報保護法の改正のときにも、やはり最初に出てきたのは国土交通省の持っておられる観光とか外

国人等の動向が話題になりましたので、そういうニーズを各府省から吸い上げる、あるいは各府省の動向を正確に酌み取れるような仕組みも必要なのかなという気がしました。

全て意見交換会の場でそれぞれ似たような意見は出ていたと思います。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。事務局の方から何かこれに対してありますか。

○小森総務省統計委員会担当室長補佐 1点、ニーズを吸い上げる仕組みですが、統計作成者の方でも当然いろいろと丁寧に聞いていただくというコメントもありましたが、そのほかに、行政改革推進本部事務局でやっているEBPMの関係で、政策立案者や広く一般の声を聞いて、どちらかというユーザーの側から意見を吸い上げるという仕組みもあります。

あと我々の方でもやっておるのが、報告者ではあるのですが、声を聞くという募集をしまして、その中にもニーズが上がって来たりします。匿名化というものよりは、どちらかという統計調査のありようみたいな、もう少し大きな話かもしれませんが、そのような中でも匿名データの話も拾っていけるのかなと思っています。

事務局からは以上です。

○北村部会長 いろいろなニーズを酌み上げる仕組みというのはなかなか難しいと思いますが、いろいろなところから情報を集めてやるしかないですし、何かもしそういう意見交換会みたいなものを作れるのであれば、そういうものも定期的にとというか、機会を見つけてやっていただければと思います。

ほかに、何か御意見ありますでしょうか。

それでは、もし意見が特段ないということであれば、ただ今の匿名データに関する統計委員会の審議については、資料2の改正案どおりでよろしいでしょうか。先ほど私、少しコメントしたのですが、そういういろいろな経験を積み重ねて、また改善していくことを前提にしてですけれども、案としてはこういう形でしたいと思います。

それでは、資料2の改正案について、次回の統計委員会に私の方から報告させていただきます。

本日用意いたしました議題は以上です。今後について、事務局から御連絡をお願いします。どうぞ。

○縣臨時委員 今日の決定については全く異存ないのですが、1つ伺いたい点があります。二次利用制度全体の中で、匿名データを中長期的にどう作成していくかということについてお伺いしたいのです。匿名データとオーダーメイド集計と、それから調査票情報のオンサイト利用と3つあるわけですが、オーダーメイド集計はある程度利用されている。ほかの2つはいろいろ議論が続いてきて、ちょうどこの統計制度部会で、この前、調査票情報の利用については目的の拡大とそれに伴う利用者の拡大というのが規定されて、かつその利用度はわりと高まっているということが言われています。

他方、匿名データというのは、今日出てきたように漸増状態であるとする、私は統計データのヘビーユーザーではないので、部会長はよくお分かりだと思いますが、むしろ調査票情報をオンサイト利用した方が目的にかなった利用ができるということになると、ニ

データベースで言えばそちらを利用していった方がより高度な研究もでき、研究成果を教育にも反映できると、私は直感的に感じます。それが正しいとすれば、匿名データを今後ももちろん早期に提供することは好ましいわけですが、それを拡大することが、本来統計利用、二次利用の目指している目的にかなうのかどうかということは、十分検討する必要があるのではないかと思います、いかがでしょう。

○北村部会長 今の御意見について事務局とも相談したことがあるのですが、匿名データだけの議論をここでしているわけですが、オンサイトですとか、オーダーメイドとか、いろいろなものと平そくを合わせて進んでいかないと、長期的なバランスのとれた二次利用の仕組みができてこないと思うのですね。

特に今問題になっているのは、匿名データも限られたデータしか提供されていない、オンサイトも利用できるデータが限られていること。それで使えない場合は、第33条第2号で個人的に申請して、各研究室で使ってくださいということです。厳密にデータを管理するという条件のもとですが、そういうやり方がある場合に、研究者が、それが残っている限りはそのデータを使いたがるので、自分の研究室で使えるという状況からなかなか抜け出せないということもありますし、フルデータでもらえるので、政策分析とかでも一番精度の高い結果が出てくる。そういう形のときに、どういう形でオンサイトを利用してもらう仕組みを作るのかを考える必要があります。例えばデータがオンサイトで利用可能であれば、研究室にはデータ提供できませんとか、あるいはオンサイトにフルスペックのデータがあって、そこに行ってやるのが常識になるとか、いろいろな着地点を考えないと、二次利用の促進と言ってもなかなか進まないところがありますし、一種のそういう抜け道みたいな、一番楽な方法があったらそっちに流れてしまうということはあるので、それは全体としてバランスをとって見ていく必要があると思います。

匿名データもどういう理由で使うかということについて、もう少しターゲットを絞って、例えば、私もし匿名データを使うとしたら、フルで分析する前にさっと見て、大体どういう方向性があるのか、このデータを使えるかどうかを見るとか、あるいは大学院生が修士論文とか簡単なレポートを書くときに、そのデータを使わせてもらってといういろいろな形はあると思うのですが、どういう利用者を想定しているのかということも、きちんと議論してやる必要があると私は考えています。事務局の方で何かあれば。

○小森総務省統計委員会担当室長補佐 まさしく部会長がおっしゃるとおりでして、匿名データにしる、オーダーメイド集計にしる、調査票情報の利用にしる、いろいろな制度、やっとなメニューを準備できた段階だと思っています。これをいかに組み合わせて利用者に使いやすいようにしていくか、特に、匿名データなどは少し利用範囲が広いわけですから、調査票情報に比べまして。このような準備されたメニューについて、今後実績を積み重ねつつ、また統計制度部会の皆様のお知恵を借りつつ、形を作っていくということが大事だと思っています。非常にありがたい御示唆をいただきました。ありがとうございます。

以上です。

○北村部会長 ほかに何かありますか。

○石井臨時委員 お話伺っていて、確かに二次利用全体の方向性というのを検討してい

ないとならないように思います。今日はこのテーマという形で、匿名データの話が出ましたが、確かに全体的な視点はすごく重要になってくるかと思えます。

○北村部会長 ありがとうございます。匿名データというときにいつも問題になるのは、企業のデータというのは匿名化がなかなかできないので、提供できませんということがあります。家計とか個人のデータに限られているのですけども、企業も、匿名データという枠で考えると、匿名化は非常に難しいのですけども、パブリックユースデータみたいな形にして使ってもらおうという可能性はあると思います。ですので、匿名データという枠組みではない提供の仕方というのにも考えないといけないのかなというのは、課題としてあるということは認識しています。企業データというのは多分需要が高くて、民間の利用者も関心のあるものと思われるのですけども、それについては提供されていないので、どこまで出してよいのか、どういう形で出せばよいのかということも検討する必要もあるかなと思っています。そういう点もずっと議論してきているのですけども、まだ答えが出てないということです。

では、もし御意見がありませんようでしたら、本日用意しました議題は以上ということで、事務局から御連絡をお願いします。

○小森総務省統計委員会担当室長補佐 本日の部会で決定いただきました統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議についての改正案につきましては、2 月 20 日に開催予定の統計委員会にて、部会長から御報告いただき、御審議いただくこととなります。

○北村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の部会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。